

## 投票の際の手続きと流れ

- 1 選挙管理委員会は、公示(告示)日が近づくと投票用紙等請求書の用紙を郵便等投票証明書の交付を受けている方に郵送します。
- 2 投票用紙等請求書に必要事項を記入し、投票用紙等請求書と郵便等投票証明書を同封して選挙管理委員会に請求します。(下図 )
- 3 選挙管理委員会では、請求書が届いたら選挙人名簿と照合するなど必要な事務処理後、投票用紙・封筒等を請求者の自宅等に郵送します。(下図 )
- 4 投票用紙等が自宅等に届きましたら、投票用紙に記載し(下図 )。代理人が記載することはできません。)郵便で選挙管理委員会に送付します。(下図 )

注釈 選挙管理委員会では、郵送された投票を投票所の投票管理者に渡します。

